

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年12月17日
【会社名】	プレミアグループ株式会社
【英訳名】	Premium Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 洋一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
【電話番号】	03-5114-5701
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 広報・IR部長 金澤 友洋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
【電話番号】	03-5114-5709
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 広報・IR部長 金澤 友洋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 426,832,000円 (注) その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額 であり、2018年12月14日(金)現在の株式会社東京証券 取引所における当社普通株式の終値を基準として算出し た見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	103,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、2018年12月17日（以下「発行決議日」という。）に開催した取締役会（以下「本取締役会」という。）において、同日に承認をうけた株式会社東京証券取引所市場第一部指定（以下「一部指定承認」という。）を機に、当社の企業価値及び株主価値の更なる向上を図るためのインセンティブとして、また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、経営参画意識を高めることを目的として、当社の従業員（以下「対象従業員」という。）に対する譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。本有価証券届出書の対象となる当社普通株式（以下「本新株式」という。）は、本制度に基づき、割当予定先である当社の対象従業員に対して、当社の取締役会の決議により譲渡制限付株式の付与のために支給される金銭債権を出資財産とする新株式発行を通して付与されるものです。また、当社は、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といい、本割当契約により各対象従業員が割当てを受ける本新株式を以下「対象株式」という。）を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

譲渡制限期間

対象株式：2019年3月26日～2020年3月26日

対象株式：2019年3月26日～2022年3月26日

対象株式：2019年3月26日～2024年3月26日

上記各対象株式の株式数は、対象従業員の役割及びインセンティブ性並びに当社の業況等を総合的に鑑みて、決定される。

譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人（非正規雇用の使用人を含む。以下同じ。）、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、それぞれの対象株式に対応した譲渡制限期間の満了時点で当該対象株式の譲渡制限を解除する。

譲渡制限期間中に、対象従業員が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

(1) 譲渡制限の解除時期

対象従業員が、当社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、自己都合によるもの及び死亡による退任又は退職の場合を除く。）により退任又は退職した場合には、対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、下記(2)に記載の株式数につき対象株式の譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象従業員の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、対象株式の譲渡制限を解除する。

(2) 譲渡制限の解除対象となる株式数

(1)で定める当該退任又は退職した時点において保有する譲渡制限が解除されていないそれぞれの対象株式の数に、対象従業員の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を、それぞれの対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の対象株式の数とする。

当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない対象株式について、当然に無償で取得する。

株式の管理

対象株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、各対象株式に対応した譲渡制限期間中は、対象従業員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、対象株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、対象従業員が保有する対象株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象従業員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する譲渡制限が解除されていないそれぞれの対象株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を、それぞれの対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の対象株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当該譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない対象株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	103,600株	426,832,000	213,416,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	103,600株	426,832,000	213,416,000

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、本割当契約に基づき対象従業員に割当てする方法によります。

2. 発行価額の総額は、本新株式の発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株式の発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は213,416,000円です。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第5期～第9期事業年度（2019年4月1日～2024年3月31日）の報酬として譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に対象従業員に支給される金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	金額（円）	内容
従業員：204名	103,600株	426,832,000	第5期～第9期事業年度分

4. 発行価額の総額、資本組入額及び増加する資本準備金の総額並びに対象従業員に支給される金銭債権の金額は、2018年12月14日（金）現在の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の終値（以下「東証終値」という。）を基準として算出した見込額であります。当社は、本新株式の発行決議日付で、一部指定承認、2019年3月31日を基準日、2019年4月1日を効力発生日として、当社普通株式につき、1株につき2株の割合をもって分割することに係る決議及びワランティサーブスを展開している会社である株式会社ロペライオソリューションズの買収を行った旨をそれぞれ公表しております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、また既存株主の利益への配慮という観点から、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式の発行価額を決定する日として当社取締役会が定める2018年12月26日から2018年12月28日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、2018年12月14日の東証終値である4,120円と条件決定日の直前取引日の東証終値を比較し、高い方の金額に本新株式の発行価額を最終的に決定し、かかる金額を基準として、発行価額の総額、資本組入額及び増加する資本準備金の総額並びに対象従業員に支給する金銭債権の金額を最終的に決定いたします。

（２）【募集の条件】

発行価格 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 （円）	払込期日
未定（注１）	未定（注１）	50株	2019年１月10日～ 2019年３月25日	-	2019年３月26日

- （注）１．発行価格は、発行決議日の直前取引日である2018年12月14日の東証終値である4,120円と、条件決定日の直前取引日の東証終値を比較して高い方の金額とし、条件決定日において資本組入額とあわせて最終的に決定いたします。
- ２．「第１ 募集要項 １ 新規発行株式（注）１．募集の目的及び理由」に記載の、本割当契約に基づき対象従業員に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
- ３．発行価格は、本新株式の発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式の発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
- ４．本新株式の発行は、本制度に基づき、当社の第５期～第９期事業年度（2019年４月１日～2024年３月31日）の報酬として譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に対象従業員に支給される金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
プレミアグループ株式会社 経営戦略部	東京都港区六本木一丁目９番９号六本木ファーストビル

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- （注） 本新株式の発行は、譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に支給される金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

３【株式の引受け】

該当事項なし

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
-	120,000	-

- （注）１．金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
- ２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- ３．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

（２）【手取金の使途】

当社は、一部指定承認を機に、当社の従業員に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、本制度を導入いたしました。

本新株式の発行は、本制度に基づき、当社の第５期～第９期事業年度（2019年４月１日～2024年３月31日）の報酬として譲渡制限付株式取得の出資財産とすることを条件に対象従業員に支給される金銭債権を出資財産とする新株式の発行として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第２【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所市場第一部銘柄への指定について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（2018年12月17日）現在、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、2018年12月25日に株式会社東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される予定であります。

2 第三者割当の方式による新株予約権の発行について

当社は、本取締役会において、本新株式の発行のほか、第三者割当の方式により新株予約権（以下「別件新株予約権」という。）を発行することを決議しております。詳細につきましては、当社が2018年12月17日に提出した別件新株予約権に係る有価証券届出書をご参照ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第3期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第4期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第4期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月14日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年12月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月3日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年12月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年9月20日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2018年12月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2018年12月17日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記5の臨時報告書の訂正報告書）を2018年12月17日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2018年12月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2018年12月17日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

プレミアグループ株式会社本店
（東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第五部【特別情報】

該当事項なし